

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用集積(配分)計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和3年1月20日

農地中間管理機構

公益財団法人高知県農業公社

理事長 杉村 充孝

1 農用地利用集積(配分)計画の概要

| 申請年度・番号 | 賃借権の設定をする農用地 | 地番 | 地目 | 面積㎡ | 設定期間 |
|----------|--------------|--------|----|-------|------|
| 2年 第167号 | 南国市廿枝字 新田 | 1381 | 田 | 935 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1386 | 田 | 476 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1387 | 田 | 59 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1389 | 田 | 1,014 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1390 | 田 | 59 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1393 | 田 | 231 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 東川原 | 1397 | 田 | 1,067 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 宮ケ内 | 1327-1 | 田 | 869 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1388 | 田 | 82 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 新田 | 1391 | 田 | 476 | 5年 |
| | 南国市廿枝字 東川原 | 1396 | 田 | 1,074 | 5年 |
| | | | | | |

2 縦覧場所

高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

3 縦覧期間

令和3年1月20日(水)から令和3年1月27日(水)まで
(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社